

○射水市身体障害者用自動車改造費助成事業助成金交付要綱

平成17年11月1日

告示第63号

改正 平成21年8月31日告示第137号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者用自動車に改造することにより身体障害者の社会参加を促進することを目的として、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号)に基づき、身体障害者用自動車改造費助成事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 射水市社会福祉事務所長(以下「社会福祉事務所長」という。)は、次の各号に該当する者を対象として、身体障害者用自動車改造費助成事業に要する経費に対し、助成金を交付するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 前年の所得税課税所得(各所得控除後の額)が、助成金交付申請を行う月の属する年の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第12条第1項の規定に基づく特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成金の対象経費及び補助額)

第3条 助成金交付の対象経費、補助額等は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助基準額	補助額
身体障害者が就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部改造(以下「自動車改造」という。)に要する経費	1件当たり 10万円	左欄の「補助基準額」と「対象経費」とを比較して低い額

(交付申請の手続)

第4条 助成金を受けようとする者は、身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して社会福祉事務所長に申請しなければならない。

- (1) 自動車改造に係る見積書(助成金交付の対象とならない費用が含まれている見積書については、内訳書を添付すること。)

(2) 特別障害者手当所得状況届(様式第2号)(前年(1月から6月までの間に申請する場合は前々年)の収入が把握できる書類を添付すること。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉事務所長が必要と認める書類

2 前項の申請があった場合、社会福祉事務所長は、対象者の心身の状況等を調査の上、身体障害者用自動車改造費助成事業調査書(様式第3号)を作成し、速やかにその助成の可否を決定しなければならない。

3 社会福祉事務所長は、前項の決定をしたときは、身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書(様式第4号)又は不承認決定通知書(様式第5号)により申請者に通知しなければならない。

(申請内容の変更等)

第5条 申請者は、前条の規定による申請の内容を著しく変更しようとするとき、又は対象の自動車改造を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに社会福祉事務所長に報告し、承認又は指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 申請者は、対象の自動車改造が完了したときは、身体障害者用自動車改造費助成事業実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して社会福祉事務所長に提出しなければならない。

(1) 自動車改造費に係る領収書

(2) 自動車改造の改造前及び改造後の写真(同一方向から撮影し、改造状況が確実に証明できるものであること。)

(3) 請求書(様式第7号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉事務所長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の新湊市身体障害者用自動車改造費助成事業助成金交付要綱(平成13年新湊市告示第18号)又は小杉町身体障害者用自動車改造費助成事業助成金交付要綱(平成15年小杉町告示第42号)の規定によりなされた手続その他の行

為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年8月31日告示第137号)

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

射水市社会福祉事務所長

住所

氏名

㊟

身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書

下記のとおり身体障害者用自動車改造費助成金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

対象者氏名		身体障害者 手帳番号	県 第 号 (年 月 日交付)
障害名	種 級		
助成金額	円		
改造内容			
改造所要額	円		
改造理由			
車種名			
施行业者名			
添付書類	1 自動車改造に係る見積書 2 特別障害者手当所得状況届 3 その他		
備考			

私は、社会福祉課担当職員に身体障害者用自動車改造費助成金交付決定に必要な範囲で、世帯に係る所得調査及び市民税課税台帳の確認行為に同意します。

氏名 _____ ㊟

						※受付 年 月 日 番号
特別障害者手当所得状況届						①(年分)
① 受給資格者	(ふりがな)					
	氏名	㊦	住所			
② 配偶者						住所
③ 扶養義務者						住所
	(受給資格者との続柄)					
④	年所得	⑤ 受給資格者	⑥ 配偶者	⑦ 扶養義務者		
⑧	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち、老人扶養親族の数)	人	人	人	人	人
	受給資格者については、 (ア 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数)	(ア) 人	(ア) 人	(人)	(人)	(人)
	(イ 特定扶養親族の数)	(イ) 人	(イ) 人			
⑨	受給資格者の所得額(ただし、公的年金等を受給している人は、欄外のI表により求めた所得額(E)を記入してください。)	円	円	/	/	/
⑩	配偶者・扶養義務者の所得額	/	/	円	円	円
控	⑪ 控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める障害者(特別障害者を除く。)である人の数	人	人	人	人	人
		円	円	円	円	円
	⑫ 控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数	人	人	人	人	人
	円	円	円	円	円	
除	⑬ 各本人について、障害者・特別障害者・ 老年人・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生 生の別	老・寡・ 寡特・勤	老・寡・ 寡特・勤	障・特障・ 老・勤	障・特障・ 老・勤	障・特障・ 老・寡・ 寡特・勤
	⑭ 雑 損 控 除	円	円	円	円	円
	医 療 費 控 除	円	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円	円	円
⑮	社会保険料等相当額	円	円	80,000円	/	80,000円
上記のとおり所得状況を届け出ます。						
射水市社会福祉事務所長						年 月 日 氏名 ㊦
上記のとおり相違ありません。						
担当者						年 月 日 ㊦
※ 審 査	控 除 額 計	円	円	円	円	円
	控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	円	円
	所 得 制 限 限 度 額	円	円	円	円	円
	所 得 制 限 該 当 ・ 非 該 当 の 別	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当

I表

公的年金等の収入額 (種類 .)	A	円	円
(種類 .)			
Aの金額の65歳未満である者に 係る公的年金等控除後の金額	B	円	円
公的年金等以外の雑所得金額	C	円	円
雑所得以外のすべての所得額	D	円	円
所得額(B+C+D)	E	円	円

Bの欄の計算方法(A-控除額)

Aの額(円)	控 除 額(円)
A<70万	全 額
70万≦A≦130万	70万
130万<A≦410万	A×0.25+37万5千
410万<A≦770万	A×0.15+78万5千
770万<A	A×0.05+155万5千

- ◆ 太枠の中には記入しないでください。(市役所の記入欄です。)
- ◆ ※の欄には記入しないでください。(市役所の記入欄です。)
- ◆ 字は楷書ではっきりと書いてください。



(裏)

注意

- 1 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。
- 2 ⑧の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を記入してください。
なお、同法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
 - (1) 受給資格者については、アに老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、イに特定扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 3 ⑨の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。
- 4 ⑩の欄は、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。)の所得について都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。所得がない場合は「なし」と記入してください。
- 5 ⑪の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- 6 ⑫の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- 7 ⑬の欄には、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、老年者、寡婦(寡夫)、寡婦控除の特例対象者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ⑭の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除等を受けたときに、当該控除額を記入してください。
- 9 ⑮の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。
- 10 I表中、
 - ア Aの欄は、下表に掲げる公的年金等(課税対象年金・恩給を含む。)のすべての収入金額を記入してください。また、()内に「公的年金等」から該当する記号(ネについては、これに加え、当該公的年金等の名称)を記入し、その年金の種類(障害基礎年金、老齢基礎年金等)を具体的に記入してください。「公的年金等」を2つ以上受けているときは、それぞれ記入してください。
 - イ Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満であるものに係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。
 - ウ Cの欄には、「公的年金等」以外の雑所得の金額(所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額)を記入してください。
 - エ Dの欄は都道府県民税の対象となった、雑所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計を記入してください。
- 11 この所得状況届には、公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる書類を添えて出してください。

公 的 年 金 等

イ	国民年金
ロ	厚生年金保険の年金
ハ	船員保険の年金
ニ	恩給
ホ	国家公務員共済組合の年金
ヘ	条例による地方公務員の年金
ト	地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
チ	日本私立学校振興・共済事業団の年金
リ	農林漁業団体職員共済組合の年金
ヌ	国会議員互助年金
ル	日本製鉄八幡共済組合の年金
ヲ	執行官の恩給
ワ	旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
カ	戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
キ	未帰還者の留守家族手当
ク	労働者災害補償制度の年金
ケ	国家公務員災害補償制度の年金
コ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ク	地方公務員災害補償制度の年金
ネ	所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

様式第3号(第4条関係)

身体障害者用自動車改造費助成事業調査書

1 対象者

氏名	年齢	性別	現住所	障害名(等級)

2 家族の状況

続柄	氏名	年齢	職業(勤務先)	前年の所得税課税所得金額
本人				

3 改造の概要

改造の概要			見積額
			円
自動車の種類	車名	排気量	

4 改造自動車の用途

5 生活の状況(就労の状況等)

様式第4号(第4条関係)

身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書

年 月 日

様

射水市社会福祉事務所長



年 月 日に申請のあった身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり決定したので通知します。

交 付 番 号	第 号	交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
対 象 者 氏 名		交 付 決 定 額	円
施 行 業 者 名			
備 考			

様式第5号(第4条関係)

不承認決定通知書

年 月 日

様

射水市社会福祉事務所長



年 月 日に申請のあった身体障害者用自動車改造費助成金の交付については、審査の結果、次の理由により不承認とすることに決定したので、通知します。

記

理由

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

射水市社会福祉事務所長

住所

氏名



身体障害者用自動車改造費助成事業実績報告書

射水市身体障害者用自動車改造費助成事業に係る実績について、関係書類を添えて報告します。

交 付 番 号	第 号	交付決定年月日	年 月 日
助 成 金 の 額	円		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
経 過 及 び 内 容			
添 付 書 類	1 自動車改造費に係る領収書 2 自動車改造の改造前及び改造後の写真 3 請求書 4 その他		

様式第7号(第6条関係)

請 求 書

金 _____ 円

身体障害者用自動車改造費助成事業助成金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

住所：射水市

ふりがな
氏 名： 

振 込 先：

口座番号：

射水市社会福祉事務所長

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)